令和４年度大槌町ふるさと納税返礼品贈呈事業募集要領

（趣旨）

第１条　ふるさと納税（寄附金）制度により大槌町（以下「町」へ寄附をいただいた町外在住の寄附者に対し、お礼の意味を込めて商品やサービス（以下「返礼品」）を贈呈することにより、町の魅力発信、地元特産品のＰＲ並びに販路拡大による地域経済の活性化を図るため、寄附者への返礼品提供に協力をいただける返礼品贈呈事業者（以下「事業者」）及び返礼品の募集について必要な事項を定めるものとする。

（事業者要件）

第２条　事業者は、以下の要件全てに適合している必要がある。

（１）町内に本社（本店）、支社（支店）、事業所、工場のいずれかがあり、町内で生産、製造、加工またはサービスの提供（販売・体験を含む。以下同様）を行っている法人、その他の団体または個人事業者（以下「事業者」）であること。ただし、町内で生産された農産物等を原料に加工・製造・販売を行っている場合は、町外の事業者も可能とする。

（２）大槌町税のほか、国税、県税等に未納のないこと。

（３）代表者等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に該当しないこと。

（事業者の責務）

第３条　事業者は、以下の責務を負うこと。

（１）返礼品の品質等に関するクレーム対応や補償等に関し、町は一切の責任を負わないものとし、寄附者からのクレーム等があった場合は、真摯に対応し解決に努めること。

（２）事業者は個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び大槌町個人情報保護条例（平成17年条例第９号）を遵守して取り扱う責務を負い、その機密保持に厳重な注意を払うこと。また、事業者の責めに帰する理由により、個人情報が漏えいする等、町又は第三者に損害を与えたときは、賠償責任を負うものとする。

（返礼品要件）

第４条　第２条の要件を満たす事業者が生産、製造、加工またはサービスの提供を行っている加工食品、生鮮食品、工芸品等であり、以下の要件に全て適合していること。ただし、要件に適合していても、町が返礼品として適当でないと認めた場合は、この限りではない。

（１）平成３１年４月１日付け総務省告示第１７９号第５条各号のいずれかに該当すること。

（２）食品衛生法、食品表示法、農林物資の規格化等に関する法律、商標法、特許法、著作権法、不当景品類および不当表示防止法、不正競争防止法など、関係法規を遵守しているものであること。

（申請書類）

第５条　次の書類に必要事項を記入し、関係書類を添え、町へ提出すること。

（１）大槌町ふるさと納税返礼品贈呈事業者申込書（様式第１号）

（２）大槌町ふるさと納税返礼品追加申込書（様式第２号）

（３）誓約書（様式第３号）

（４）大槌町ふるさと納税登録内容変更申込書（様式第４号）

（事業者申込方法）

第６条　申込書に必要事項を記入し提出すること。

（１）新規で事業者登録をする場合は、大槌町ふるさと納税返礼品贈呈事業者申込書（様式第１号）と誓約書（様式第３号）を提出すること。

（２）登録内容に変更があった場合は、大槌町ふるさと納税登録内容変更申込書（様式第４号）を提出すること。

（返礼品申込方法）

第７条　申込書に必要事項を記入し提出すること。

（１）新規で返礼品を申込する場合は、大槌町ふるさと納税返礼品追加申込書（様式第２号）を提出すること。

（２）登録内容に変更があった場合は、大槌町ふるさと納税登録内容変更申込書（様式第４号）を提出すること。

（事業者及び返礼品登録期間）

第８条　募集要領を満たし、返礼品として決定された内容に変更が生じない間とする。

（事業中止）

第９条　ふるさと納税返礼品贈呈事業の取り扱いを中止する場合は、大槌町ふるさと納税登録内容変更申込書（様式第４号）を提出すること。また、既に寄附が行われ、受注されている返礼品については、発送を全て完了すること。

（審査方法）

第１０条　提出された書類を産業振興課により審査し、町長が決定する。

（１）新規事業者の審査については、事業者要件を順守していると判断した場合、採用する。

（２）新規返礼品の審査については、返礼品要件を順守していると判断した場合、採用する。

（３）登録内容の審査については、適正であると判断した場合、承認する。

（結果通知）

第１１条　町は提出された書類をもとに審査を行い、事業者へ通知する。

（１）新規申込があった事業者の採用の可否については、「大槌町ふるさと納税返礼品贈呈事業者審査結果通知書」（様式第５号）により通知する。

（２）新規申込があった返礼品の採用の可否については、「大槌町ふるさと納税返礼品審査結果通知書」（様式第６号）により通知する。

（３）変更申込のあった事業者・返礼品の可否については、「大槌町返礼品贈呈事業者登録変更決定通知書」（様式第７号）により通知する。

（留意事項）

第１２条　下記の事項について留意すること。

（１）事業者は、事業者登録及び返礼品登録の許可が出たあとは、町の委託事業者である一般社団法人大槌町観光交流協会（以下「協会」）と返礼品契約を締結すること。

（２）事業者は、返礼品に関して発送の遅延、販売中止、品質及び発送過程で事故等の問題が発生した場合は速やかに町及び協会へ報告すること。

（３）本要領第２条及び第４条に定める要件に適合しなくなったと認める場合、町はその登録を中止する。